

小泊中学校いじめ防止基本方針

1、いじめ防止基本方針策定に当たって

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。いじめ問題への対応は、学校にとってますます大きな課題となってきた。

そこで、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」、また、「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識に立ち、本校のすべての生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2、いじめとは

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する考え方

人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することにより、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させる。また、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域にも伝えていく。

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取り組みにつなげていく。

3、いじめに対する基本的なとらえ方

(1) いじめの段階的捉え方（別紙参照）

(2) いじめの様態（別紙参照）

(3) いじめ早期発見・早期対応のための具体的な取り組み

- ①全職員で日頃から生徒の日常観察をしながら、生徒の情報交換を行う。
- ②学期末において学校生活アンケートを行う。
- ③年2回の（5・10月）教育相談を行う。
- ④家庭との連携を密に行う。

(4) 点検

いじめ・不登校対策委員会を中心に点検し、計画→実践→点検→反省を随時行い、必要に応じて見直していくスタイルをとっていく。

4、校内の指導体制（別紙参照）

(1) 学級担任

(2) 生徒指導・教育相談担当者

(3) 養護教諭

(4) 全教職員

- (5) 教頭
- (6) 校長

5、いじめの対応

- (1) いじめられている子には

教師は教えることを職業としている。しかし、いじめられている子への対応は言い聞かせることではない。まず何より本人の訴えを本気になって傾聴してあげることである。

- (2) いじめている子には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導して行く。

- (3) いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- (4) いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し保護者の協力を得る。

- (5) 学級には

教師は「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を学級に示す。

- (6) 各関係機関との連携

いじめを発見したら教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん必要に応じて各関係機関との連携を図る (ホウ) (レン) (ソウ)

- (7) いじめの解消には

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいることいじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

6, いじめの未然防止について (別紙参照)

7, 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ・生徒が金銭を奪い取られた場合
 - ・生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・一定期間連続して欠席している場合は状況により判断

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、その旨を教育委員会に迅速に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。

(3) 重大事態の調査

いじめの重大事態については、県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

- ①専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者からなる組織を設置し調査する。
- ②全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その事実にしかりと向き合い、調査結果を速やかに教育委員会に報告する。
- ③いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、関係者の個人情報に十分配慮する。

8, 評価

学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表して、次年度の取り組みの改善に生かす。

平成25年12月24日策定

平成30年4月1日改正